

愛知労働局委嘱相談員による

雇用調整助成金 個別相談会

について

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

この度、雇用調整助成金の緊急対応期間が2月末まで延長され、緊急対応期間の特例措置として、助成率及び上限額が引き上げられております。日額上限額が1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

申請をされる事業者皆様の助成金申請の円滑化を図るため、引き続き下記の日程により個別相談会を開催いたします。

相談会では雇用調整助成金以外の助成金や働き方改革に関する労務相談も受け付けておりますので、申請前の書類のチェックや各種助成金の説明などにも是非ご活用下さい。

相談員：福井社会保険労務士事務所(東海市) 代表 福井達也氏

開催日時(予約制)：

	①	②	③	④	⑤
2月17日(水)	10:00~	11:00~	13:00~	14:00~	15:00~

場 所：商工会研修室

相談料：無料

お申し込み・お問い合わせ先／東浦町商工会 TEL:0562-83-6123 FAX:0562-84-0425

『雇用調整助成金 個別相談会』申込書

事業所名		T E L	
参加者氏名		F A X	
相談内容 (○をつけて)	雇用調整助成金について その他の助成金について(具体的に：)		
相談希望日時	第一希望	月 日 時~	
	第二希望	月 日 時~	

※必要事項をご記入の上、東浦町商工会までFAXでお送りください。

※同じ日時に希望される方がいる場合には調整をお願いすることがあります。

※申込書にご記入頂きました個人情報、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本相談会に関する連絡の目的のみ使用します。